

都市づくりに関する共同・委託研究及び講座寄附実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、東京の都市づくりにおける諸課題への対応や、都市づくり教育を通じた人材の育成により、東京の都市づくりの推進に寄与することを目的として、公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「公社」という。）が外部機関と連携して、都市づくりに関する共同・委託研究及び講座寄附を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(研究及び講座の内容)

第2条 対象となる研究及び講座の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 東京の都市づくりの推進に寄与する諸課題を解決するための研究及び講座
- (2) 東京の都市づくりにかかる人材の育成を図る講座
- (3) その他、公社が必要と認めた研究及び講座

(研究及び講座の実施者)

第3条 対象となる研究及び講座の実施者（以下「実施者」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。但し、東京の都市づくりをテーマとして研究及び講座を実施する場合は、この限りでない。

- (1) 官公署 (2) 公法人 (3) 公益法人 (4) 東京都内の大学 (5) その他公社が認めた法人

(研究及び講座の決定)

第4条 対象となる研究及び講座の内容及び実施者については、都市づくり支援事業審査委員会で審査し、理事長が決定する。

(研究及び講座に関する費用の使途)

第5条 研究及び講座に関する費用の使途は、建物や大型の設備の購入に係るものを除く、研究及び講座に必要な経費とする。

(実施の手続き)

第6条 公社は、実施の決定後、必要に応じて、実施者に対し申込みを行い、またその内容に応じ、契約等を締結するものとする。

- 2 公社は、前号の契約等で規定した内容を変更する必要がある場合は、実施者と協議のうえ、それを変更するものとする。
- 3 公社は、第1項で締結された契約等に基づき、必要な金額を実施者に支払うものとする。

(研究及び講座の中止)

第7条 天災その他やむを得ない事情等により、研究及び講座を継続することが困難となった場合は、実施者と協議のうえ、それを中止することができる。

(個人情報)

第8条 公社は、研究及び講座寄付の実施に際し、公社個人情報保護規程・個人情報保護管理要綱に基づき、個人情報の適正な管理を行うものとする。

(報告)

第9条 実施者は、研究または講座が終了し公社から要請があった場合には、公社の指定する報告会等において、その成果を報告しなければならない。

(その他)

第10条 本要綱に定めのない事項は、別途公社が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。